



目 次

規 則	ページ
◎高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	2
◎高知県税規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	3
◎高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則	3
◎高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則	5
◎高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	8
◎高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	8
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	9
訓 令	
◎麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令	9
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託 (政策企画課)	10
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 ( " )	10
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 (法務文書課)	11
◎機構改革に伴う関係告示の一部改正 (自然共生課)	11
◎室戸阿南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部改正 ( " )	11
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (会計管理課)	11
公 告	
○高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第6次)の策定(森づくり推進課)	11
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	12
高知県議会告示	
◎告示(高知県議会常任委員会所管事項)の一部改正	13

高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	13
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	14

規 則

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第22号

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則(昭和43年高知県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「中小企業基本対策審議会の委員及び特別委員」を「中小企業・小規模企業振興審議会委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第23号**

**高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則**

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。  
別表23の項中「31の項」を「32の項」に改め、同表24の項中「企業立地課」を「企業誘致課」に改め、同表中42の項を43の項とし、41の項を42の項とし、40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項の次に次のように加える。

33	環境対策課に勤務する職員で、環境業務に係る立入検査 又は現地調査に従事するもの	作業服（夏）	1	3
		作業服（冬）	1	3
		雨ガッパ	1	3
		作業靴	1	3

別記第1号様式中「㊟」を削り、

貸与年月日	年 月 日	申請者受領印	
台帳記載年月日	年 月 日		

を

貸与年月日	年 月 日	台帳記載年月日	年 月 日
-------	-------	---------	-------

に改める。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削り、

再貸与年月日	年 月 日	申請者受領印	
台帳記載年月日	年 月 日		

を

再貸与年月日	年 月 日	台帳記載年月日	年 月 日
--------	-------	---------	-------

に改める。

別記第4号様式中「㊟」を削り、

返納年月日	年 月 日	担当受領印	
-------	-------	-------	--

台帳記載年月日	年 月 日
---------	-------

を

返納年月日	年 月 日	台帳記載年月日	年 月 日
-------	-------	---------	-------

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県税規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第24号

高知県税規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

高知県税規則の一部を改正する規則（令和2年高知県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項の改正規定中「第53条第51項」を「第53条第59項」に改め、同条第3項の改正規定中「第53条第52項」を「第53条第60項」に改める。

別記第52号様式の改正規定中「第53条第52項」を「第53条第60項」に改める。

別記第52号様式の2の改正規定中「第53条第53項」を「第53条第61項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第25号

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則

高知県調理師法施行細則（昭和34年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。

別記第5号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

調理師名簿訂正（調理師免許証書換え交付）申請書

次のとおり変更が生じたので、調理師法施行令第11条（第13条）の規定により調理師名簿の訂正（調理師免許証の書換え交付）を申請します。

調理師名簿登録番号	第 号		
調理師名簿登録年月日	年 月 日		
区分	変更前	変更後	変更年月日
本籍地都道府県名（国籍）			年 月 日
ふりがな氏名その他			
性別	男 ・ 女	男 ・ 女	
旧姓併記の希望の有無	有 ・ 無	（旧姓）	
通称名併記の希望の有無	有 ・ 無	（通称名）	

- 注 1 調理師名簿の訂正と調理師免許証の書換え交付とを併せて申請することができます。
- 2 調理師名簿の訂正の場合は、変更の事実を証明することができる書類を添えて、変更が生じた日から30日以内に申請してください。
- 3 調理師免許証の書換え交付の場合は、調理師免許証を添えてください。

## 第6号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
登録者との関係  
電話番号

## 調理師名簿登録消除申請書

調理師法施行令第12条第1項(第2項)の規定により、調理師名簿の登録の消除を次のとおり申請します。

登録者	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
	本籍地都道府県名(国籍)	
	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日
消除の理由	1 登録者の死亡(死亡年月日: 年 月 日) 2 登録者の失踪(失踪年月日: 年 月 日) 3 その他( )	

- 注 1 調理師法施行令第15条第1項の規定により、調理師免許証を返納してください。  
 2 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者が、その日から30日以内に申請してください。

## 第7号様式(第7条関係)

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 本籍地都道府県名(国籍)  
郵便番号  
住所  
ふりがな氏名 男・女  
生年月日 年 月 日  
電話番号

## 調理師免許証再交付申請書

調理師免許証の再交付を受けたいので、調理師法施行令第14条第1項及び第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 調理師名簿の登録番号及び登録年月日
- 再交付を申請する理由
- 旧姓併記の希望の有無及び有の場合は旧姓
- 通称名併記の希望の有無及び有の場合は通称名

注 調理師免許証がある場合は、その調理師免許証を添えてください。

**第8号様式** (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

返納者 住所  
氏名  
電話番号

調理師免許証返納書

調理師法施行令第14条第4項(第15条第2項)の規定により、調理師免許証を次のとおり返納します。

登録者	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
	本籍地都道府 県名(国籍)	
	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日
返納の理由	1 失った調理師免許証を発見した (発見年月日: 年 月 日) 2 調理師免許の取消処分を受けた (取消年月日: 年 月 日)	

注 返納の理由が生じた日から5日以内に返納してください。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第26号**

**高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則**

高知県栄養士法施行細則(昭和41年高知県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

## 別記

## 第1号様式(第3条関係)

年 月 日	
高知県知事 様	
申請者	本籍地都道府県名(国籍) 郵便番号 住所 ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 性別 男・女 電話番号
栄養士免許申請書	
<p>栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。</p>	
罰金以上の刑に処せられたことの有無並びに罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日	有 ・ 無
栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無並びに当該業務に関する犯罪又は不正の行為を行ったことがある場合は、その違反の事実及び年月日	有 ・ 無
栄養士免許証への旧姓併記の希望の有無	有 (旧姓: ) ・ 無
栄養士免許証への通称名併記の希望の有無	有 (通称名: ) ・ 無
高知県収入証紙貼り付け欄	

注 次の書類を添えてください。

- 1 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のときは、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限ります。)。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者のときは、旅券その他の身分を証する書類の写し

## 第2号様式(第3条関係)

年 月 日			
高知県知事 様			
申請者		郵便番号	
		住所	
		ふりがな 氏名	
		生年月日	年 月 日
		電話番号	
栄養士名簿訂正・栄養士免許証書換え交付申請書			
<p>次のとおり変更が生じたので、栄養士法施行令第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項及び第4項の規定により関係書類を添えて申請します。</p>			
栄養士名簿登録番号	第 号		
栄養士名簿登録年月日	年 月 日		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
	本籍地都道府県名(国籍)		
	ふりがな 氏名その他		
	性別	男 ・ 女	男 ・ 女
変更年月日	年 月 日		
旧姓併記の希望の有無	有 (旧姓: ) ・ 無		
通称名併記の希望の有無	有 (通称名: ) ・ 無		
変更理由			
高知県収入証紙貼り付け欄			

注 1 不要な文字は、二重線で抹消してください。

2 次の書類を添えてください。

- (1) 栄養士免許証
- (2) 申請の原因となった事実を証する書類
- 3 栄養士名簿の訂正は、変更が生じた日から30日以内に申請してください。

別記第3号様式中「㊟」を削り、「第4条第1項又は第3項」を「第4条第1項又は第3項及び第8条第1項」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。

別記第4号様式を次のように改める。

#### 第4号様式（第3条関係）

年 月 日	
高知県知事 様	
申請者 郵便番号	
住所	
<small>ふりがな</small> 氏名	
生年月日 年 月 日	
電話番号	
栄養士免許証再交付申請書	
<p>栄養士免許証の再交付を受けたいので、栄養士法施行令第6条第1項及び第4項の規定に基づき次のとおり申請します。</p>	
栄養士名簿登録番号	第 号
栄養士名簿登録年月日	年 月 日
申請理由	破った ・ 汚した ・ 失った
申請理由の発生年月日	年 月 日
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無
高知県収入証紙貼り付け欄	

- 注 1 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 栄養士免許証を破り、又は汚したときは、その栄養士免許証を添えてください。
- 3 栄養士免許証の再交付を受けた後に失った栄養士免許証を発見したときは、その発見した栄養士免許証を5日以内に返納してください。

別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式注2を削り、同様式注3を同様式注2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第27号

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和39年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第3項中「高知県健康政策部医事薬務課」を「高知県健康政策部薬務衛生課」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式まで、別記第11号様式及び別記第14号様式から別記第16号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第28号

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則(平成16年高知県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げる場合のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条第4項第3号中「その他」を「前2号に掲げる場合のほか、」に改める。

第6条第1項第3号中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第14条中「高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課」を「高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課」に改める。

第15条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この規則に定めるもののほか、」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第12条関係)

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、高知県男女共同参画社会づくり条例第21条第1項の男女共同参画苦情調整委員であることを証明します。
	年 月 日発行
	高知県知事

↑ 5.5センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに知事に報告しなければならない。  
 3 この身分証明書は、男女共同参画苦情調整委員としての任期が満了したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

**高知県男女共同参画社会づくり条例(抜粋)**

**第21条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であつて、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であつて、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 略

**高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則(抜粋)**

(苦情調整委員の職務の執行等)

**第4条** 苦情調整委員は、次に掲げる職務を行います。

(1) 条例第21条第2項の規定に基づく苦情の申出に係る事業を所管する県の機関に対し、必要があると認められるときは、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、等により調査を行うこと並びに助言及び指導

(2) 条例第21条第2項の規定に基づく事案の申出に係る関係者に対し、必要があると認められるときは、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、等により調査を行うこと及び助言、是正の要望等

(3) 前2号に掲げる職務を行う際の関係機関又は関係団体等との必要な連絡調整

2 苦情調整委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、苦情調整委員が、合議により処理すべきと認めるときは、合議により行うものとします。

(身分証明書)

**第12条** 苦情調整委員は、その職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の身分証明書を携帯し、関係者から請求のあったときは、これを提示しなければならない。



**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第29号**

**高知県会計規則の一部を改正する規則**

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「環境共生課」を「自然共生課」に改め、同項第5号中「医事薬務課」を「薬務衛生課」に、「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に、「県民生活・男女共同参画課、産業創造課」を「産業デジタル化推進課」に改める。

第7条第1項第4号中「医事薬務課」を「薬務衛生課」に、「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改め、「県民生活・男女共同参画課」を削り、「産業創造課」を「産業デジタル化推進課」に改める。

別記第11号様式裏面、別記第11号様式の2裏面及び別記第33号様式裏面中「馬路村農協、」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
**訓 令**  
-----

**高知県訓令第3号**

健康政策部医事薬務課

麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令**

麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程（昭和30年2月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

健康政策部薬務衛生課

題名を次のように改める。

**高知県麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程**

第1条の見出しを「（警察官等けん銃使用及び取扱い規範の準用）」に改め、同条中「けん銃の」を「拳銃の」に改める。

第2条第1項中「けん銃、」を「拳銃、」に、「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条第2項中「けん銃」を「拳銃等」に、「物品管理主任」を「物品管理主任（高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第68条に規定する物品管理主任をいう。）」に改める。

第3条の前の見出しを「（取扱責任者の指定及び拳銃等の保管責任）」に改め、同条第1項中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条第2項中「若しくは命ぜられたけん銃等」を「若しくは命ぜられた拳銃等」に改め、同条第3項中「けん銃等」を「拳銃等」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第4項中「かぎ」を「鍵」に、「不在のときは必ず」を「取扱責任者が不在のときは、必ずその」に、「その出納」を「拳銃等の出納」に、「支障のないように」を「支障がないように」に改める。

第4条中「貸与されたけん銃等の保管につき」を「貸与された拳銃等の保管について」に改め、同条ただし書中「又は」を「、又は」に、「けん銃等の保管については」を「拳銃等の保管については、」に改める。

第5条の見出し中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条中「けん銃の取扱」を「拳銃等の取扱い」に、「けん銃」を「拳銃」に改める。

第6条の見出しを「（拳銃を撃つことができる場合）」に改め、同条中「もしくは、」を「若しくは」に、「、または」を「又は」に、「けん銃」を「拳銃」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第8条の見出し中「けん銃」を「拳銃等の」に改め、同条第1項中「病気」を「、病気」に、「事故」を「、事故」に、「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条第2項中「貸与したけん銃等」を「貸与した拳銃等」に、「そのけん銃等」を「当該拳銃等」に改める。

第9条の見出し中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条中「けん銃等」を「拳銃等」に、「及びその」を「又は当該拳銃等の」に改める。

第10条の見出し中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第1項中「けん銃を発射（威かく射撃、暴発並びに刑法第36条及び同法第37条）」を「、拳銃を発射したとき（威嚇射撃、暴発又は刑法（明治40年法律第45号）第36条第1項若しくは第37条第1項の規定）」に、「したとき、又は事故（けん銃）」を「又は事故（拳銃）」に、「又は水害」を「若しくは水害」に、「の発生した」を「が発生した」に改め、同条第2項中「うけたときは、その」を「受けたときは、」に、「または本省主管課長」を「又は厚生労働省主管課長」に改め、同条第3項中「けん銃」を「拳銃」に、「前2項」を「前2項の規定」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第9条関係）

拳銃等管理簿

| 貸与の部            |                 |     |                 |      |       |   |   |    |                 | 返納の部            |     |                 |      |       |   |   |    |  |  |
|-----------------|-----------------|-----|-----------------|------|-------|---|---|----|-----------------|-----------------|-----|-----------------|------|-------|---|---|----|--|--|
| 管理書<br>任者氏<br>名 | 取扱書<br>任者氏<br>名 | 年月日 | 麻薬取<br>扱員氏<br>名 | 拳銃番号 | 弾薬表包数 |   |   | 備考 | 管理書<br>任者氏<br>名 | 取扱書<br>任者氏<br>名 | 年月日 | 麻薬取<br>扱員氏<br>名 | 拳銃番号 | 弾薬表包数 |   |   | 備考 |  |  |
|                 |                 |     |                 |      | 受     | 払 | 残 |    |                 |                 |     |                 |      | 受     | 払 | 残 |    |  |  |
|                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |  |  |
|                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |  |  |
|                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |  |  |
|                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |                 |                 |     |                 |      |       |   |   |    |  |  |

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

| 委託した者                        |             | 委託の内容                                    | 委託期間                  |
|------------------------------|-------------|------------------------------------------|-----------------------|
| 所在地                          | 名称          |                                          |                       |
| 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス | 楽天グループ株式会社  | インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 東京都中央区京橋二丁目2番1号              | 株式会社さとふる    |                                          |                       |
| 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号            | 株式会社トラストバンク |                                          |                       |
| 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番9号         | アイハーツ株式会社   |                                          |                       |

高知県告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

| 指定代理納付者 | 指定代理納付者に納付させる歳入 | 指定期間 |
|---------|-----------------|------|
|         |                 |      |

|                              |                   |                                     |                       |
|------------------------------|-------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 所在地                          | 名称                |                                     |                       |
| 高知市知寄町一丁目4番30号               | 株式会社高知カード         | インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス | 楽天グループ株式会社        |                                     |                       |
| 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル25階    | S B ペイメントサービス株式会社 |                                     |                       |
| 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号            | 株式会社トラストバンク       |                                     |                       |
| 東京都千代田区紀尾井町1番3号              | P a y P a y 株式会社  |                                     |                       |
| 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番9号         | アイハーツ株式会社         |                                     |                       |

**高知県告示第255号**

平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

表中「医事薬務課」を「薬務衛生課」に、「食品・衛生課」を「薬務衛生課」に改める。

**高知県告示第256号**

機構改革に伴い、次に掲げる告示中「高知県林業振興・環境部環境共生課」を「高知県林業振興・環境部自然共生課」に改める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

1 昭和31年1月高知県告示第3号(石鎚国定公園の特別地域の指定)

- 2 昭和39年5月高知県告示第182号(剣山国定公園の特別地域の指定)
- 3 昭和39年7月高知県告示第265号(室戸阿南海岸国定公園の指定)
- 4 昭和48年4月高知県告示第171号(横浪県立自然公園の区域変更)
- 5 昭和49年6月高知県告示第311号(県立自然公園の指定)
- 6 昭和49年6月高知県告示第313号(工石山陣ヶ森県立自然公園の特別地域の指定)
- 7 昭和63年5月高知県告示第317号(宿毛県立自然公園の区域変更)
- 8 昭和63年8月高知県告示第528号(四国カルスト県立自然公園の特別地域の指定)
- 9 平成2年7月高知県告示第337号(横浪県立自然公園の区域の変更)
- 10 平成13年5月高知県告示第357号(奥物部県立自然公園の区域の変更)

**高知県告示第257号**

室戸阿南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例(平成12年4月高知県告示第272号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

第1条第2項中「高知県林業振興・環境部環境共生課」を「高知県林業振興・環境部自然共生課」に改める。

**附 則**

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**高知県告示第258号**

平成19年4月高知県告示第262号(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表第1中「医事薬務課」を「薬務衛生課」に、「地域福祉部」を「子ども・福祉政策部」に、「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改め、

|                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| 県民生活・男女共同参画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 県民生活・男女共同参画課の出納員 |
|--------------------------------|------------------|

を削り、「産業創造課」を「産業デジタル化推進課」に、「環境共生課」を「自然共生課」に改め、「及び保健体育課」を削る。

別表第2中「医事薬務課」を「薬務衛生課」に、「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改め、

「

|                  |                                |                    |
|------------------|--------------------------------|--------------------|
| 県民生活・男女共同参画課の出納員 | 県民生活・男女共同参画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 県民生活・男女共同参画課の現金取扱員 |
|------------------|--------------------------------|--------------------|

を削り、「産業創造課」を「産業デジタル化推進課」に、

|           |                         |             |
|-----------|-------------------------|-------------|
| 漁港漁場課の出納員 | 漁港漁場課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 漁港漁場課の現金取扱員 |
|           |                         | 税務課の徴収職員等   |

を

|           |                         |             |
|-----------|-------------------------|-------------|
| 漁港漁場課の出納員 | 漁港漁場課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 漁港漁場課の現金取扱員 |
|           |                         | 税務課の徴収職員等   |
| 用地対策課の出納員 | 用地対策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 用地対策課の現金取扱員 |
|           |                         | 税務課の徴収職員等   |

に改め、「高知若草特別支援学校国立高知病院分校」を削り、「及び高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校」を削り、「高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校及び高知江の口特別支援学校国立高知病院分校」に改める。

公 告

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条第1項の規定に基づき高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第6次)を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに県内の市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供

する。)

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年4月1日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第7号**

**高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(17)の項中「扶養手当」を「職員（病院に勤務する職員を除く。）の扶養手当」に、「関すること」を「関すること（(18)に掲げるものを除く。）」に改め、同表中3の(25)の項を3の(26)の項とし、3の(24)の項を3の(25)の項とし、3の(23)の項を3の(24)の項とし、3の(22)の項を3の(23)の項とし、3の(21)の項を3の(22)の項とし、3の(20)の項を3の(21)の項とし、3の(19)の項を3の(20)の項とし、3の(18)の項を3の(19)の項とし、3の(17)の項の次に次のように加える。

|                                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |                                     |
|--------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------------------------------|
| (18) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員（病院に勤務する局長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の認定に関すること。 |  |  |  |  |  |  |  |  | この事項は、通勤手当の認定に係る事務に従事する副参事に権限を委任する。 |
|--------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------------------------------|

別表第3の16の項中「関すること」を「関すること（17に掲げるものを除く。）」に改め、同表37の項中「36」を「37」に改め、同項を同表の38の項とし、同表中36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次のように加える。

|                                                     |   |  |  |
|-----------------------------------------------------|---|--|--|
| 17 会計年度任用職員及び臨時的任用職員（局長が別に定める職員に限る。）の通勤手当の認定に関すること。 | ○ |  |  |
|-----------------------------------------------------|---|--|--|

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
**議 会 告 示**  
-----

**高知県議会告示第1号**

昭和38年7月高知県議会告示第2号（高知県議会常任委員会所管事項）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

高知県議会議長 森田 英二

第2 危機管理文化厚生委員会の所管事項の項の(3)中「地域福祉部」を「子ども・福祉政策部」に改める。

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第6号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 国道55号の項中「高知市五台山字五郎右衛門汐田866番3」を「高知市一宮字奥イ谷4192番1」に改め、同表国道56号の項中

「  
四万十市右山櫻内2009番4から宿毛市平田町戸内字森ヶ池1855番1まで（中村宿毛道路）  
」

を

「  
高岡郡四万十町金上野字岡ハナ605番1から幡多郡黒潮町拳ノ川字南山2401番1まで（片坂バイパス）  
四万十市右山櫻内2009番4から宿毛市和田字唐川口433番2地先まで（中村宿毛道路）  
」

に改め、同表中

「  
東潮江臨港道路 高知市棧橋通六丁目地先から同市棧橋通六丁目まで  
」

を

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 東潮江臨港道路   | 高知市棧橋通六丁目地先から同市棧橋通六丁目まで                 |
| 東潮江支線臨港道路 | 高知市棧橋通六丁目貨物車両置場北東角から同市棧橋通六丁目貨物車両置場北西角まで |

に、

|                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| 高知港臨港道路新港1号線及び高知港臨港道路新港2号線 | 高知市仁井田字長野3893番1から同市高知港第7埠頭まで |
|----------------------------|------------------------------|

を「

|                            |                                               |
|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 高知港臨港道路新港1号線及び高知港臨港道路新港2号線 | 高知市仁井田字長野3893番1から同市高知港第7埠頭まで                  |
| 新港ふ頭東1号線及び新港ふ頭東4号線         | 高知市仁井田字新港4702番地から同市仁井田字新港4712番地2まで            |
| 新港ふ頭東2号線                   | 高知市仁井田字新港4706番地1(臨港道路新港2号線接続部から新港ふ頭東5号線接続部まで) |
| 新港ふ頭東5号線                   | 高知市仁井田字新港4712番地2(新港ふ頭東2号線終点から新港ふ頭東4号線接続部まで)   |
| 仁井田1号臨港道路                  | 高知市仁井田字西新ヶ端3635番地19から同市仁井田1910地先まで            |

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 告 示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第4号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、令和5年3月31日までとする。

令和3年4月1日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

| 氏名    | 連絡先                                    | 活動区域  |
|-------|----------------------------------------|-------|
| 水田 光昭 | 高知県高知警察署生活安全課<br>電話番号088-822-0110(代表)  | 高知地区  |
| 大崎 吉晴 |                                        |       |
| 上田 博章 |                                        |       |
| 坂本 艶子 |                                        |       |
| 島田 作治 | 高知県高知南警察署生活安全課<br>電話番号088-834-0110(代表) | 高知南地区 |
| 竹内 健二 |                                        |       |
| 濱田 壽子 |                                        |       |
| 五藤 広志 |                                        |       |
| 大久保正司 | 高知県高知東警察署生活安全課<br>電話番号088-866-0110(代表) | 高知東地区 |
| 谷 巧   |                                        |       |
| 正木 孝明 |                                        |       |

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 高知地区  
高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。)別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 2 高知南地区  
条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。
- 3 高知東地区  
条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域とする。